阿久根市ネーミングライツ導入に関する
ガイドライン

阿久根市

令和８年10月

目　次

１　はじめに・・・

１　はじめに

近年、多くの自治体において、広告等による歳入確保策が実施されておりますが、中でも公共施設やインフラ系施設へのネーミングライツが広がってきています。

本市では、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により、公共施設等を利用する人たちも減少していくことが予想されることを踏まえ、施設の管理・運営に充てる新たな財源の確保や民間事業者の広告の機会の拡大、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、本市が所有する施設にネーミングライツを導入することとしました。

このガイドラインは、ネーミングライツの適切な導入を図ることを目的に、基本的な考え方を定めたものです。

２　ネーミングライツとは

⑴　ネーミングライツの定義

「ネーミングライツ」とは、一般的に、施設の愛称を付ける権利のことを意味し、“命名権”とも言われますが、本市におけるネーミングライツの定義は、「本市が所有する施設の愛称を付ける権利を売却すること」とします。

なお、ネーミングライツは、あくまで愛称を付けるものであり、条例に定めている施設の正式名称を変更するものではないことから、市議会議案など必要な場合は、正式名称を使用することとします。

また、愛称を付ける権利を得た法人又は団体（以下「法人等」という。）のことを、本市では「ネーミングライツパートナー」と呼びます。

⑵　ネーミングライツの導入効果

本市がネーミングライツを導入することにより、次の効果が期待できます。

ア　本市の資産を有効活用し、ネーミングライツ収入による財源の確保又は施設の維持管理経費を節減することができます。

イ　法人等から、金額だけでなく、施設の魅力向上につながる提案を行ってもらうことにより、市民サービスの向上に寄与することができます。

ウ　法人等の新たな広告媒体として活用されることにより、地域経済の活性化に寄与することができます。

３　導入の対象

本市が所有するスポーツ施設や文化施設、公園等の施設（施設の一部を含む。）のうち、ネーミングライツの導入により広告効果が見込める施設を対象とします。

ただし、市庁舎や学校、市営住宅等、施設の性格上、愛称を付けることが適当でないと判断する施設は対象外とします。

また、既に公募等により愛称が決定し、広く市民に親しまれている施設についても同様に、対象外とすることができるものとします。

４　導入の方法

ネーミングライツの募集は、原則、公募とし、公募型プロポーザル方式により実施することとします。

⑴　施設及び公募期間を特定して募集する場合（特定募集型）

ネーミングライツ事業に必要な事項について、対象施設ごとに募集要項を定め、市ホームページ等により広く募集します。

ア　対象施設の選定
イ　募集条件の設定
ウ　募集
エ　ネーミングライツパートナー審査委員会での審査及び優先交渉権者の選定
オ　優先交渉権者との協議
カ　契約締結
キ　庁内及び利用者等への周知
ク　看板、印刷物等の変更及び愛称の使用開始

⑵　導入を検討している対象施設に法人等が提案する場合（提案募集型）

法人等が、愛称を付けたい対象施設を選び、愛称や金額とともに提案することができる方法です。

対象施設や募集要項は、市ホームページ等により広く募集します。

ただし、事前相談のあった施設に対して、設定した受付期間内に複数の提案がある場合は、上記⑴の募集方法へ切り替わります。

ア　法人等から施設所管課への事前相談書の提出（必須）
イ　ネーミングライツパートナー審査委員会による導入可否の検討（他の事前相談がない場合）
ウ　提案書の提出（導入可能の場合）
エ　ネーミングライツパートナー審査委員会での審査及び優先交渉権者の選定
オ　優先交渉権者との協議
カ　契約締結
キ　庁内及び利用者等への周知
ク　看板、印刷物等の変更及び愛称の使用開始

５　ネーミングライツ料

⑴　希望金額

各施設のネーミングライツ料の希望金額は、原則として他自治体の類似施設、利用者数、広報媒体への露出状況等を勘案して設定します。

⑵　ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツにより本市が得た対価は、基本的に特定財源として、その施設の管理・運営に役立てることとします。

⑶　ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料は、本市が発行する納付書により、指定する期間までに一括してお支払いいただくことを基本とします。

６　期間

契約期間は原則として３年以上とし、施設の特性等に応じて決定するものとします。

ただし、指定管理者制度の導入施設は、指定期間を考慮し適切な期間を設定できるものとします。

なお、契約期間満了前までに、本市及びネーミングライツパートナーの双方に不都合が生じなければ、優先的に契約の更新ができるものとします。

７　募集方法等

⑴　募集方法

募集は、原則公募とし、市ホームページや広報誌等に掲載することにより行います。

なお、「特定募集型」は施設ごとに行うこととします。

⑵　応募資格

応募できる法人等は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体とします。

ただし、次のいずれかに該当する法人等は応募できないこととします。

なお、各施設の応募資格には、施設の性格等に応じて、規制する業種等を追加することもあります。

ア　政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制を受ける業種その他これに類するもの

ウ　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項に規定する貸金業に係るもの

エ　公営を除くギャンブルその他これに類するもの

オ　法律に定めのない医療類似行為を行うもの

カ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生・再生手続開始の申し立てがあるもの

キ　本市から指名停止措置を受けているもの

ク　市税及び使用料などの債務を滞納しているもの

ケ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当するもの

コ　社会問題を起こしている業種又は業者

サ　アからコまでに掲げるもののほか、その他市長が適当でないと認めるもの

⑶　費用負担

応募に要した経費は、全て応募者の負担とします。

⑷　募集要項

特定募集型、提案募集型ともに、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。

募集要項に記載する主な事項は、次のとおりです。募集要項では、応募方法や選考方法などをあらかじめ公表することで、ネーミングライツパートナーの決定過程の透明性の確保に努めることとします。

ア　目的について

イ　ネーミングライツを募集する対象施設等（名称、所在地、目的及び概要）について

ウ　募集概要（愛称、命名権の範囲、契約期間、ネーミングライツ料、名称変更に伴う費用負担、応募資格及び留意事項）について

エ　応募方法（募集期間、応募先、質問事項の受付及び応募方法）について

オ　選考方法等について

カ　契約について

キ　その他（愛称の周知、指定管理者との協議など）について

ク　問い合わせ先について

⑸　募集期間

特定募集型については、応募者にとって、応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、多くの法人等が応募できるよう、周知期間を含め、募集期間は原則として30日以上とします。

提案募集型については、原則として通年募集とします。

⑹　応募がなかった場合の取扱い

特定募集型について、募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直した上で再度募集を実施、又は募集を取りやめることとします。

８　愛称の条件

ネーミングライツの愛称は、次の条件を付し、又は満たすものとします。

⑴　愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。
⑵　施設の特性により、特定の地名等を含めるなど、各施設の募集要項に条件を定めることがあります。
⑶　愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。
⑷　使用することができない愛称
次の愛称は使用することができません。
ア　人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
イ　法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
ウ　他を誹謗、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
エ　氏名、商標又は著作物等を無断で使用したもの
オ　政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
カ　非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
キ　国内世論が大きく分かれているもの
ク　本市があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
ケ　本市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
コ　その他不適切であると認められるもの
⑸　利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。
ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本市とネーミングライツパートナーとで協議の上、その可否を決定するものとします。

９　選考方法等

⑴　対象施設等の決定

ネーミングライツの導入に当たり、庁議を開催し、対象施設等の決定を行います。

ア　対象施設等の決定

特定募集型に当たっては、当該施設等に対して、ネーミングライツを導入することの可否の決定を行います。

イ　ネーミングライツ導入の可否及び募集型の決定

提案募集型について、応募者からの提案に対し、提案がなされた施設等に対するネーミングライツ導入の可否の決定を行います。

また、導入の対象施設等とする場合、特定募集型への転換の要否の決定を行います。

⑵　優先交渉権者の選定

ネーミングライツパートナーの選考に当たり、関係部局の職員からなるネーミングライツパートナー審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

審査委員会では、「ネーミングライツパートナー審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、次のそれぞれの事項について決定及び選定します。なお、審査基準及び審査委員会の組織などについては別に定めます。

ア　募集要項の決定

特定募集型について、ネーミングライツパートナーの募集に当たり、「７　募集方法等」の「⑷　募集要項」を決定します。

イ　優先交渉権者の選定

特定募集型及び提案募集型について、審査基準に基づき、応募者のうちネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ、有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う法人等（以下「優先交渉権者」という。）を選定します。

なお、いずれの類型においても、応募者が１者の場合であっても、審査委員会を設置し、審査基準に基づき優先交渉権者を選定することとし、特定募集型においては、複数の応募があった場合

には、優先交渉権者の選定と併せて、次点以下の交渉順位についても決定することとします。

また、著しく点数の低い審査項目がある場合など、本市が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者として選定しないことがあります。

⑶　ネーミングライツパートナーの決定

特定募集型及び提案募集型について、庁議を開催し、審査委員会の審査結果を踏まえ、ネーミングライツパートナーの決定を行います。

⑷　選考結果の通知及び公表

審査委員会の選定結果に基づき、審査の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、市ホームページ等で優先交渉権者を公表するものとします。

なお、優先交渉権者に選定されなかった者については、公表しないこととします。

10　審査項目及び審査のポイント

次の視点で審査項目を定め、審査委員会で審査します。

⑴　愛称

当該施設にふさわしいか、市民に親しまれるものか、呼びやすく分かりやすいか、施設の管理運営に支障が生じないか　など

⑵　提案額

応募金額が妥当か、市の負担経費と比較して妥当か、他法人等の提案額との比較、最低価格との比較　など

⑶　契約期間

期間の長さ　など

⑷　施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）

提案があるか、実現可能性が高いものか、施設の魅力向上に資するものか など

本項目は提案がなくても構いませんが、積極的な提案を期待します。

なお、提案に係る負担は、ネーミングライツパートナーの負担になります。

【提案例】
イベントの開催、チケットの障がい者団体等への寄贈、ベンチや備品等の寄贈、植樹作業、案内看板の設置、花の植え込み、樹木・生垣の剪定、市民活動団体への支援、除草作業、清掃作業など

⑸　法人等の経営状況

経営状況の健全性　など

⑹　地域や社会への貢献度

地域や社会への貢献の実績があるか、本市に本店や支店を有しているか　など

⑺　その他審査に必要な事項

施設ごとに独自の項目を設けることができるものとします。

11　ネーミングライツ決定及び公表等

⑴　契約の締結

優先交渉権者として選定した者と、契約の内容について協議し、協議が整った場合に本市は契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

⑵　ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナー決定後、すみやかに当該法人等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ及び広報誌等により公表します。

なお、審査項目に基づく評価結果は非公表とします。

12　費用負担

本市と、ネーミングライツパートナーの費用負担は、次表のとおりとします。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料の他に別途負担する必要があります。

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツパートナー
既存の看板及び案内表示、道路案内標識等の表示の変更・原状回復に係る費用（※１）		○
ネーミングライツパートナーからの要望で新設した看板等の設置・原状回復に係る費用（※１）		○
新設した看板等の修繕等の維持管理に係る費用		○
新設した看板等を起因とした第三者への損害賠償に係る費用		○
愛称の変更に係る費用		○
ネーミングライツパートナーが原因による契約解除等に係る費用		○
本市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物や本市ホームページの表示変更（※２）	○	

※１　敷地外や新規の看板設置等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

※２　印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

13　リスクの分担

ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により、第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本市とネーミングライツパートナーが協議し決定するものとします。

14　契約の解除

　ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合や、その他の事情等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、本市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

　その場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担となります。

15　契約の更新

本市は契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称の変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツパートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。

16　指定管理者制度等導入施設に係る留意点

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合は、指定管理者制度等の趣旨を鑑みながら、管理運営受託団体の不利益とならないよう、次の点に留意することとします。

⑴　導入対象施設等の決定

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合、市は、ネーミングライツの導入に関して、管理運営受託団体から意見や要望などを聴取した上で、導入の可否を決定することとします。

⑵　優先交渉権者への選定

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合、市は、ネーミングライツの導入に関して、管理運営受託団体と事前に協議を行い、応募の意思がある場合については、管理運営受託団体を優先交渉権者として決定できることとします。

また、応募の意思がない場合又は協議が整わなかった場合については、公募によりネーミングライツパートナーを募集することができることとします。

⑶　契約期間

現指定期間や現契約期間を考慮し、適切な契約期間の設定に配慮することとします。

⑷　費用負担

現管理運営受託団体がネーミングライツパートナーを兼ねる場合については、ネーミングライツ料は、指定管理に係る管理経費とみなさないこととします。

また、現管理運営受託団体とネーミングライツパートナーが異なる場合で、「12　費用負担」の表以外に、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、ネーミングライツパートナー、現管理運営受託団体及び市の３者の協議により決定することとします。

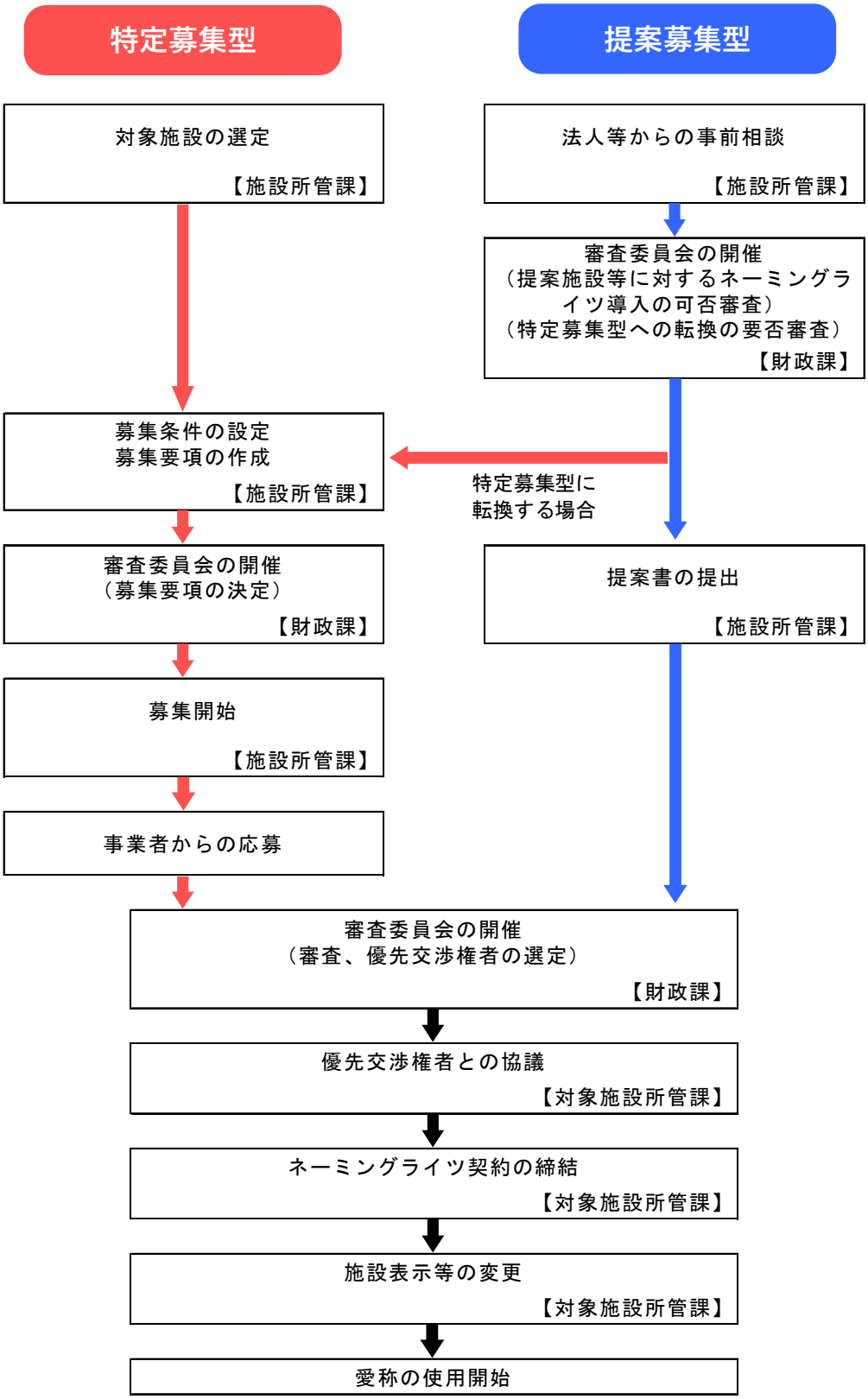
⑸　その他

ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツパートナー、管理運営受託団体及び市の３者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

17　秘密の保持

法人等からの応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。

18　ネーミングライツ導入手続の流れ



令和７年９月（初版）
令和８年10月（改正）